

## 2 指定地域特定施設

水質汚濁防止法第2条第3項及び同法施行令第3条の2

名	称
201人～500人槽のし尿浄化槽	

## 3 汚水等関係特定施設

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年広島県規則第69号)別表第7

番号	施設の名 称
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設
2	養豚業の用に供する施設(生後6月以上の豚50頭以上を飼養又は収容できるものに限る。)であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ ふん尿の廃棄施設
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校, 中学校, 義務教育学校及び特別支援学校(幼稚部のみを置くもの及び高等部を置くものを除く。)並びに医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第11項に規定する薬局又は同法第26条第1項の店舗販売業の許可を受けた店舗に設置されるものを除く。)
4	流水式塗装施設
5	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる施設

注 3号, 4号の施設については, 条例施行規則別表第8に規定する水質関係有害物質(P.39参照(法で定める有害物質と項目が異なる))を使用する施設に限る。